○農林水産省令第二十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）を実施するため、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（勧奨についての配慮） **第二十五条の二**　法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勧奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十四条の三第一項、第六十一条の三第一項又は第六十八条の六十五第一項に規定する特定農業用機械等（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。 一・二　（略） （削る） 三　（略）	（勧奨についての配慮） **第二十五条の二**　法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勧奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十四条の三第一項、第六十一条の三第一項又は第六十八条の六十五第一項に規定する特定農業用機械等（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。 一・二　（略） 三　経営所得安定対策交付金 四　（略） **附　則** この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第一号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令

農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（課税の特例に関する報告事項） **第二十二条**　課税の特例を受けた認定事業再編事業者は、第十八条第一項の報告に、次の各号に掲げる課税の特例の区分に応じ、認定事業再編計画に従って行われるそれぞれ当該各号の事項について記載した書類を添付しなければならない。 一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第四項各号に掲げる課税の特例 次のイからハまでに掲げる事項 イ～ハ　（略） 二　租税特別措置法第十三条の二、第四十六条の二又は第六十八条の三十三に規定する課税の特例　当該事業再編促進設備等を事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の割増償却額 三　（略） 2　（略）	（課税の特例に関する報告事項） **第二十二条**　課税の特例を受けた認定事業再編事業者は、第十八条第一項の報告に、次の各号に掲げる課税の特例の区分に応じ、認定事業再編計画に従って行われるそれぞれ当該各号の事項について記載した書類を添付しなければならない。 一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第三項各号に掲げる課税の特例 次のイからハまでに掲げる事項 イ～ハ　（略） 二　租税特別措置法第十三条の三、第四十七条又は第六十八条の三十四に規定する課税の特例　当該事業再編促進設備等を事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の割増償却額 三　（略） 2　（略）